

審 査 基 準

平成19年7月25日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第2項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第22条第3項、第4項、第7項、第3条第1号～第6号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第42条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第22条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条に規定されているが、同条第1号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：申請者の住所地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は申請者の住所地の所轄警察署生活安全課（係）
備 考：